

遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ、文化芸術活動等に係る合宿を誘致することにより、市民の競技力の向上、文化芸術の涵養等に資する機会を醸成するとともに、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、市内の宿泊施設を利用して合宿を実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者をいう。
- (2) 指導者 監督、コーチその他のスポーツ、文化芸術活動等の指導を行う者をいう。
- (3) 競技等団体 学生又は学生以外の者及び指導者で構成されるスポーツ、文化芸術活動等を行う団体をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を営むため市内に存する施設をいう。
- (5) 合宿 宿泊施設に宿泊し、スポーツ又は文化施設（以下「スポーツ施設等」という。）を利用して練習を行うことをいう。

(補助金の交付対象となる合宿)

第3条 補助金の交付対象となる合宿は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市外の競技等団体が合宿により宿泊施設に連続して2泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が20人以上であること。
- (2) 市内に存するスポーツ施設等を利用すること。ただし、市内に存するスポーツ施設等の事情によりスポーツ施設等が利用できない場合その他市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。
- (3) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とするものでないこと。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市又は市の関係機関から他の補助金等の交付を受けて行う合宿は、補助金の交付対象としない。

3 同じ競技等団体の合宿において2か所以上の宿泊施設を利用する場合にあつては、同じ補

助金の交付対象となる合宿とみなす。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、補助金の限度額は、50万円とし、同一年度内における競技等団体への補助金の交付は、1回限りとする。

(1) 交通費補助金

補助対象経費	補助金の額
合宿する競技等団体の所在地（以下この号において「所在地」という。）から宿泊施設までの往復の交通費（バス等の車両借上げ料を含む。）を対象とする。ただし、他の合宿地を経由する場合又は経由した場合の交通費は、所在地又は当該合宿地から宿泊施設までの片道分の費用を対象とする。	左欄に掲げる経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は合宿の参加者の数に1万円を乗じて得た額のいずれか低い金額とする。

(2) 宿泊費補助金 延べ宿泊者数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額

2 合宿の際、技術等指導交流事業（市民又は市内の学校に通学する学生を対象とした技術等の向上のための指導を行う事業をいう。）を実施する場合は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に対応する額を前項の補助金の額に加算する。ただし、加算する額の限度額は、10万円とする。

(1) 指導者による指導 当該指導者1人につき1時間当たり5,000円

(2) 学生（大学生に限る。以下この号において同じ。）による指導 当該学生1人につき1時間当たり2,000円

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする競技等団体の代表者（以下「申請者」という。）は、合宿を開始する日の15日前までに、遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 遠野市スポーツ等合宿支援事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 遠野市スポーツ等合宿支援事業参加者名簿（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金の申請額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

(2) 合宿を中止しようとする場合

2 申請者は、前項の規定による承認を受ける場合は、遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助

金変更（中止）承認申請書（様式第6号）及び変更収支予算書を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、合宿が終了した日から15日以内に、遠野市スポーツ等合宿支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 遠野市スポーツ等合宿支援事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書
- (3) 遠野市スポーツ等合宿支援事業宿泊証明書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。